

CM動画広告 募集要項

1. 募集期間
2021年12月6日（月）～2022年3月31日（木）
2. 募集枠
10（1社1枠）
（注）CM動画内容に関する一切の責任は動画提供主に帰属し、取り扱う商品等について北海道薬学大会組織・実行委員会が推奨するものではありません。
3. 放映方法
第69回北海道薬学の会期中、各セッション（講演）間に放映いたします。
4. CM動画放映期間
2022年5月21日（土）・22日（日）の間
5. CM動画放映料
1 動画あたり：200,000円（税込み）
6. 動画の仕様
 - ・30秒～1分以内の動画
 - ・動画をお持ちでない場合は、スライドデータでもかまいません。
7. 放映出来ない動画等
次の基準に違反するものは、掲載できません。
 - ・北海道薬学大会CM 動画放映基準
8. 放映の決定及び放映順番等
放映する動画は、上記に掲載されている基準に適合するものを審査のうえ決定します。
審査の結果、適合する動画放映希望者が10社となり次第、募集を締め切ります。
放映の順番は、大会実行委員会で決定した順番とします。
募集枠に空きが生じた場合は随時募集を行うこととします。
9. 申込みから放映までの手続き
北海道薬学大会CM動画放映申込書

(1) 申込書の提出

下記宛に申込書をお送りください。

(2) 審査結果

審査結果については、申込みから7日以内にメールで通知します。

また、提出いただいた動画内容を確認の上、放映できない内容が含まれている場合は、申し込み後でも取り消しをさせていただく場合がございます。

(3) CM動画の提出

放映が決定した企業様は、放映決定通知受理後、大会事務局が指定する期限までに動画（またはスライドデータ）を提出してください。

(4) CM動画放映料の納付

大会事務局が発行する請求書により、CM動画放映料を納付してください。

10. その他注意事項

放映内容に関する一切の責任は動画提供主に帰属し、取り扱う商品等について北海道薬学大会組織・実行委員会が推奨するものではありません。

11. お申込み・お問合せ先

第69回北海道薬学大会 事務局

一般社団法人北海道薬剤師会

〒062-8631 札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

電話：011-811-0184・F A X：011-831-2412

E-mail：do-yakugakutai@do-yaku.or.jp

【ご提出】 F A X : 011 - 831 - 2412
E-mail : do-yakugakutaikai@doyaku.or.jp

第69回北海道薬学大会CM 動画申込書

令和 年 月 日

北海道薬学大会組織・実行委員会委員長 様

第69回北海道薬学大会において、会期中のCM動画放映を希望のため北海道薬学大会CM動画基準の規定により次のとおり申し込みます。

1. この申込書及び添付書類は事実と相違ありません。
2. 北海道薬学大会CM動画放映基準を遵守します。

記

貴社名	
部署名	
ご担当者名	
ご連絡先	〒 Tel : Fax : E-mail :

添付する資料

1. CM動画(またはスライドデータ)
2. 記載希望者の業種及び業務内容がわかる資料(ホームページに公開している場合は不要)

北海道薬学大会CM 動画放映基準

(目的)

第1条 北海道薬学大会CM動画放映基準は、次のとおりとする。

(CM動画の規格)

第2条 CM動画放映の規格は、原則として次のとおりとする。

形式 MP4・パワーポイントデータ、30～1分以内の動画

(CM動画配置・放映の順番)

第3条 配置や放映順番につきましては、大会実行委員会に一任とさせていただきます。

(禁止表現)

第4条 次の表現を含んだCM動画放映は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。

- (1) アラートマーク
- (2) 北海道薬学大会の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用（ウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するものなど）

(色調等)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければいけない。また、背景と同色となる場合は、線で縁取らなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(CM動画放映の範囲)

第7条 CM動画の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、CM 動画放映の対象としない。

- (1) 法令などに違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 社会問題についての特定の主義又は主張にあたるもの
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (9) 比較動画

(業種又は事業者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

なお、CM 動画放映中において、これらの業種又は事業者に関連するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)第2条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 違法又は不適切な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (6) その他動画にかかわる業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの

イ 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの

ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの

エ 連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの

オ 前払式割賦販売等(許可業者を除く。)に関するもの

カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

キ 消費者金融に係るもの

ク たばこに係るもの

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154 号)による再生又は更生手続き中のもの

附 則

(施行期間)

- 1 本基準は令和3年1月30日から施行する。
- 2 本基準は令和3年10月20日から施行する。

バナー広告 募集要項

第69回北海道薬学大会公式ウェブサイトトップページのバナー広告（リンク先のウェブページを活用したWeb展示会としてご利用いただけます。）を次のとおり募集します。

1. 募集期間

2021年12月6日（月）～2022年2月28日（月）

以降、空きがある場合は随時（先着順）

2. 募集枠

12枠（1社1枠）

（注）広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、取り扱う商品等について北海道薬学大会大会組織・実行委員会が推奨するものではありません。

3. 掲載場所

第69回北海道薬学大会公式ウェブサイトの下部に横に並べます。

4. 広告掲載期間

2022年2月1日（火）～2022年5月31日（月）

5. 広告掲載料

1枠あたり：50,000円（税込み）

6. 広告の規格等

- ・ 大きさ 150ピクセル×150ピクセル
- ・ 形式 GIF（アニメーション可） または JPEG
- ・ データ容量 30KB以下

※禁止表現・色調等については、北海道薬学大会公式ウェブサイト広告掲載基準をご覧ください。

7. 掲載出来ない広告等

次の基準に違反するものは、掲載できません。

- ・ 北海道薬学大会公式ウェブサイト広告掲載基準

※ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についても広告掲載基準が適用されます。

※他のウェブページを集合し、情報提供することを主たる目的とするウェブページで、
広告掲載基準に反する内容を取り扱うウェブページを、閲覧者に斡旋又は紹介して
いるウェブページの広告も掲載できません。

8. 掲載の決定及び掲載位置等

掲載する広告は、上記に掲載されている基準に適合するものを審査のうえ決定します。
審査の結果、適合する広告掲載希望者が12社となり次第、募集を締め切ります。

掲載位置は、掲載決定した並び順とします。

掲載枠に空きが生じた場合は随時募集を行うこととし、掲載決定した者は原則として
掲載中の者の後ろに掲載します。

9. 申込から掲載までの手続き

(1) 申込書等の提出

北海道薬学大会公式ウェブサイト広告掲載申込書

(2) 提出方法

下記宛に申込書をお送りください。

(3) 審査結果

審査結果については、申込みから7日以内にメールで通知します。

(4) 広告原稿（画像データ）の提出

広告掲載が決定した広告主は、掲載決定通知受理後、大会事務局が指定する期限ま
でに広告原稿（画像データ）を提出してください。

(5) 広告料の納付

大会事務局が発行する請求書により、広告掲載料を納付してください。

10. その他注意事項

広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、取り扱う商品等について北海道薬学
大会運営・実行委員会が推奨するものではありません。

11. お申込み・お問合せ先

〒062-8631 札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

一般社団法人北海道薬剤師会内「北海道薬学大会事務局」

E-mail : do-yakugakutai@doyaku.or.jp

電話 011-811-0184 FAX 011-831-2412

【ご提出】 F A X : 011 - 831 - 2412
E-mail : do-yakugakutaikai@doyaku.or.jp

第69回北海道薬学大会バナー広告掲載申込書

令和 年 月 日

第69回北海道薬学大会公式ウェブサイト広告に掲載したいので、北海道薬学大会公式ウェブサイト広告掲載基準の規定により、次のとおり申し込みます。

1. この申込書及び添付書類並びにバナー広告のリンク先として指定するホームページの内容は、事実と相違ありません。
2. 北海道薬学大会公式ウェブサイト広告掲載基準を遵守します。

記

貴社名	
部署名	
ご担当者名	
ご連絡先	〒 Tel : Fax : E-mail :
リンク先ホームページの内容及びURL	内容 : URL :
添付する資料 1. バナー画像（原稿または作成予定の画像） 2. 掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料（ホームページに公開している場合は不要）	

北海道薬学大会公式ウェブサイト広告掲載基準

(目的)

第1条 北海道薬学大会公式ウェブサイト広告掲載基準は、次のとおりとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

形式 GIF・JPEG

画像のALT属性テキスト「広告：」で始め、「広告：〇〇株式会社」等と出来るだけ画像上のテキスト表現と統一性を持たせることとし、「広告：」を含め全角20字以内で必ず表示するものとする。

(広告掲載の位置)

第3条 広告掲載の位置は、原則として広告を掲載するページの下部に並べるものとする。

また、その上部には「広告」等と表示するものとする。

(禁止表現)

第4条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタンやラジオボタン
- (2) テキストボックス(入力できるように見えるもの) やプルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (3) アラートマーク
- (4) 北海道薬学大会の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用(ウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するものなど)

(色調等)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、背景と同色となる場合は、線で縁取らなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告掲載の範囲)

第7条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの

- (5) 個人又は法人の名刺広告
 - (6) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
 - (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
 - (9) 比較広告
- (業種又は事業者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

なお、広告を掲載中において、これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (6) その他広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの

イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの

エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの

オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

キ 消費者金融に係るもの

ク たばこに係るもの

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの

附 則

(施行期日)

- 1 本基準は令和3年1月30日から施行する。
- 2 本基準は令和3年10月20日から施行する。